

令和 6 年（2024年）10月21日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和 6 年度 第 5 回 神奈川県認知症介護実践者研修の推薦について

日頃から、本市介護保険行政にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、神奈川県から、標記研修について通知がありました。

本市で研修受講申込者の経歴を確認し、推薦を行いますので、推薦を希望する事業所は、下記の期日までに指導監査課あて申込書を提出してください。

記

- 1 提出期限 **令和 6 年11月18日（月） 必着**
- 2 提出書類 ①市町村推薦の受講申込書（※ 1）
 ②経歴書（※ 2）
 ③計画作成担当者就任予定者が介護支援専門員の場合は、介護支援専門員証の写し
- 3 研修日程 令和 7 年 1 月 7 日（火）～令和 7 年 2 月 27 日（木）までの間
 講義・演習 4 日間
 職場実習 4 週間
 まとめ 1 日間
- 4 その他 市町村推薦での申し込みは、「今回の研修の受講により配置基準を満たす事業者」です。要件に該当しない場合は一般公募での申し込みとなりますのでご注意ください。

※ 1 申込書は、別添の様式を使用してください。

※ 2 経歴書は、横須賀市ホームページの「総合案内」→「くらし・手続き」→「便利な手続き（DX・オンラインサービス）」→「申請書ダウンロード」→「民生局福祉こども部指導監査課の書式」→「介護保険（事業者・施設）・第 1 号事業者 指定申請・届出関係のページ」→「地域密着型サービス事業者（第 1 号事業者）等」「5. 様式（ダウンロード）」→「2. サービス種類別様式」に掲載しています。

また、研修の概要は、介護情報サービスかながわのホームページの「書式ライブラリ検索」「文書/カテゴリ検索」→「1 2. 認知症介護の研修」→「令和 6 年度 認知症介護実践者研修について」に掲載されていますので、申し込みの前に、受講要件や注意事項をご確認ください。

＊推薦人数を超える申込みがあった場合は、以下の順で推薦者を決定します。

- ①人員配置基準を満たすために、申込みを行っている方
- ②管理者等の就任予定日と受講日程を精査し、その回の研修受講の必要性が高いと判断される方
- ③各施設・事業所の種別において、認知症介護経験が長い方

事務担当：民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 坂田

電話：046－822－8162

■本研修が必要な方

- 1 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所で管理者に就任する予定の者で、**「認知症対応型サービス事業管理者研修」**の受講を要する者のうち、次のいずれかの研修を修了していないもの
 - ①認知症（痴呆）介護実務者研修基礎課程（旧基礎課程）
 - ②認知症介護実践者研修※ 管理者の就任要件は、研修修了要件のほかサービス種類ごとに別に定めがあります。詳細については、指導監査課に確認してください。
- 2 認知症対応型共同生活介護事業所で計画作成担当者（介護支援専門員である者を含む。）に就任予定の者であって、次のいずれかの研修を修了していないもの
 - ①認知症（痴呆）介護実務者研修基礎過程（旧基礎課程）
 - ②認知症介護実践者研修
- 3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所で計画作成担当者に就任する予定の者で、**「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」**の受講を要する者のうち、次のいずれかの研修を修了していないもの
 - ①認知症（痴呆）介護実務者研修基礎過程（旧基礎課程）
 - ②認知症介護実践者研修
- 4 本市内において認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を予定している事業計画者で、上記 1～3 に該当する者